

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第28号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(実地検査)</p> <p>第183条 実地検査は、<u>少なくとも</u>3年度に<u>1回</u>実施するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(出納員の事務引継)</p> <p>第202条 会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員に交代があった場合の事務引継は、次によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 事務引継が完了したときは、事務引継書に当該事務引継が完了した旨及び年月日を記載し、前任者及び後任者が署名の上、<u>押印</u>すること。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(実地検査)</p> <p>第183条 実地検査は、<u>原則として</u>3年度に<u>1回以上</u>実施するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(出納員の事務引継)</p> <p>第202条 会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員に交代があった場合の事務引継は、次によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 事務引継が完了したときは、事務引継書に当該事務引継が完了した旨及び年月日を記載し、前任者及び後任者が署名<u>又は記名押印</u>すること。</p> <p>2～4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第24号中「回」を削る。

様式第44号及び様式第45号中「㊟」を削る。

様式第47号中「回」を削る。

様式第50号及び様式第76号から様式第78号までの様式中「㊟」を削る。

改正前	改正後												
<p>様式第85号（第134条、第137条、第167条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td>領収日付印</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		[略]	領収日付印		[略]	<p>様式第85号（第134条、第137条、第167条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td>領収日付</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		[略]	領収日付		[略]
[略]													
[略]	領収日付印												
	[略]												
[略]													
[略]	領収日付												
	[略]												
<p>様式第86号（第157条、第167条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td>領収日付印</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		[略]	領収日付印		[略]	<p>様式第86号（第157条、第167条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td>領収日付</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		[略]	領収日付		[略]
[略]													
[略]	領収日付印												
	[略]												
[略]													
[略]	領収日付												
	[略]												
<p>様式第122号（第186条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	<p>様式第122号（第186条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]										
[略]													
[略]													

[略]	備考 任免印（課（所）長印）及び受命者印の欄には、 <u>押印に代えて記名することができる。</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第126号から様式第128号までの様式中「回」を削る。

改正前	改正後
様式第130号（第201条関係） [略] 備考1 [略] <u>2 受領印を徴し難い場合には、適宜の受領書をもって受領印に代えることができる。</u> [略]	様式第130号（第201条関係） [略] 備考1 [略] <u>2 受領印の欄には、押印に代えて署名することができる。</u> <u>3 受領印の欄に押印し、又は署名し難い場合には、適宜の受領書をもって受領印又は署名に代えることができる。</u> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第131号中「㊟」を削る。

様式第132号中「回」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の会計規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に交付する通知書等又は提出する精算書等について適用し、同日前に交付した通知書等又は提出した精算書等については、なお従前の例による。